

1 こども・子育て支援計画とは

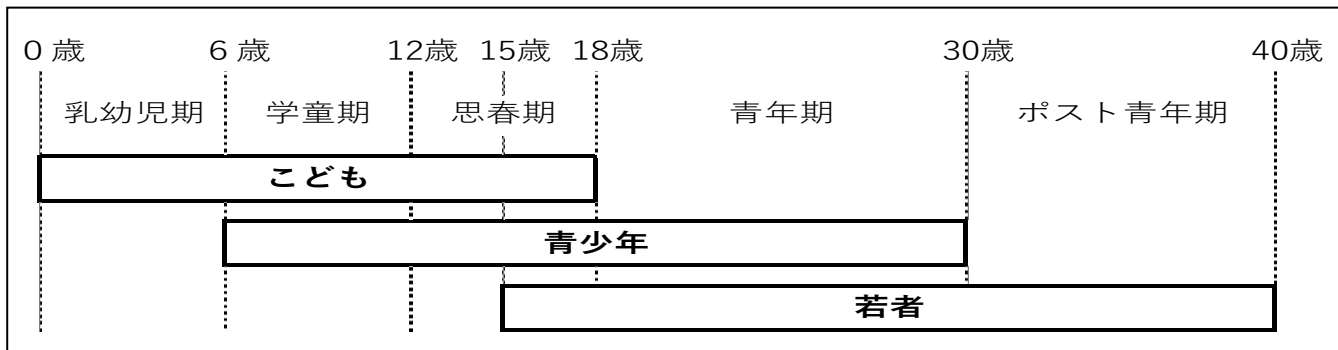
- 平成15年制定の次世代育成支援対策推進法のもと、大阪市次世代育成支援行動計画（前期・後期）（平成17年度～平成26年度）を策定
- 平成24年制定の子ども・子育て支援法のもと、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成が義務づけ
- 大阪市では、市町村子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体のものとして、大阪市子ども・子育て支援計画を策定（平成27年度～平成31年度）
- 本計画では、この計画を踏まえ、引き続き包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進

2 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

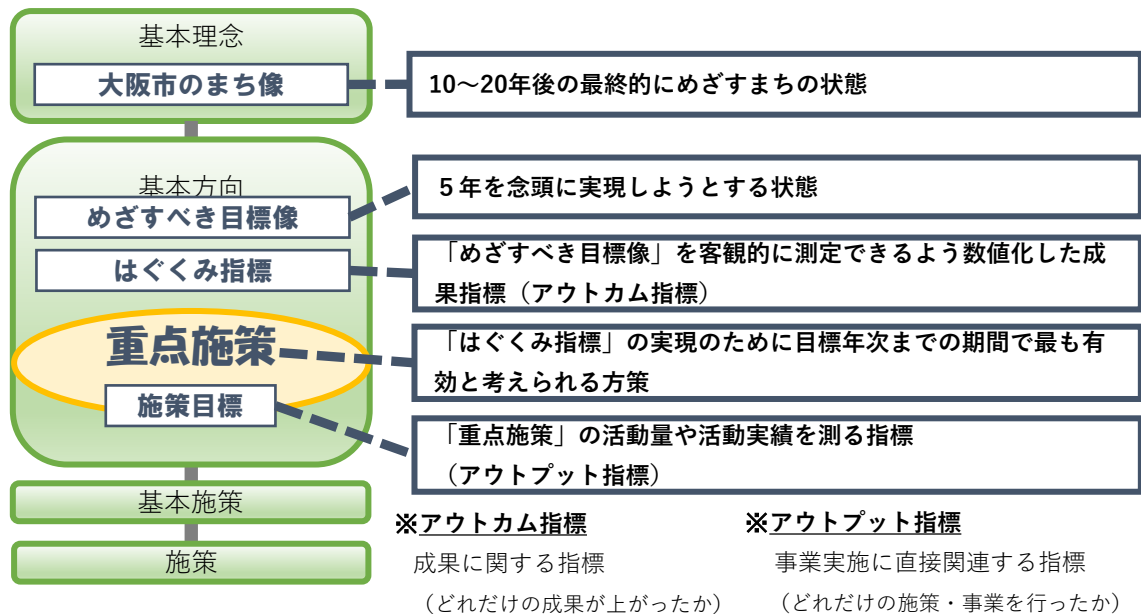
3 計画の対象

本計画は、すべてのこども・青少年（事業によっては若者を含む）と子育て家庭を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。



4 指標・目標の設定

- 「基本理念」の実現に向けて、施策を3つ基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」・「はぐくみ指標」を設定
- 重点的・集中的に推進する「重点施策」を設定し、その下に基本施策を位置づけ



5 基本理念

こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じるここのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します。

6 施策体系

基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

次代の大阪を担うこどもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いきいきと自立して生きることができるよう力をはぐくみます。

はぐくみ指標

- ・「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合
- ・「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合
- ・「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答するこどもの割合

重点施策

- ・乳幼児期の教育・保育の質の確保と向上
- ・学力の向上
- ・道徳心・社会性の育成
- ・健康や体力の保持増進
- ・成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実

基本方向2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、こどもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

はぐくみ指標

- ・子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合
- ・「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合
- ・母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合

重点施策

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実
- ・ひとり親家庭への支援の充実
- ・障がいのあるこどもと家庭への支援
- ・待機児童を含む利用保留児童の解消
- ・安心・安全な保育の提供

基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

すべてのこどもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、こどもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

はぐくみ指標

- ・「子育てが地域の人（もしくは社会で）支えられてる」と感じる保護者の割合
- ・「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合
- ・社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア）

重点施策

- ・児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応できる仕組みづくり
- ・里親への委託等の家庭的な養育の推進
- ・こどもの貧困対策の推進
- ・いじめへの対応
- ・不登校への対応
- ・若者への自立支援

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案

事業計画

教育・保育

量の見込みと確保の内容

小学校就学前こどもが日常的に通う施設・事業は次のように区分されます。

施設・事業

区分	施設・事業	概要	対象年齢
教育・保育施設	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	3～5歳
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳
	保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0～5歳
地域型保育事業	家庭的保育事業	利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業	0～2歳
	小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業	
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業	
	事業所内保育事業	事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業	

教育・保育給付認定の区分

施設・事業を利用するにあたり認定を受ける必要があります。

	1号	2号	3号
こどもの年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
利用できる主な施設・事業	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所 認定こども園 地域型保育事業
利用できる時間	教育標準時間 （4時間程度の教育時間）	<月120時間以上勤務している場合> 保育標準時間（1日11時間まで）	
		<月48時間以上120時間未満勤務している場合> 保育短時間（1日8時間まで）	

教育・保育

提供区域は行政区に設定

		令和 2 年度			
		1 号	2 号		3 号
			教育利用	保育利用	
量の見込み		15,488	11,289	30,747	26,401
		幼稚園利用児童計			
		26,777			
確 保 の 内 容	教育・保育施設	38,353		38,902	27,785
	地域型保育事業				3,261
	計	38,353		38,902	31,046



		令和 6 年度			
		1 号	2 号		3 号
			教育利用	保育利用	
量の見込み		14,381	10,479	33,272	29,359
		幼稚園利用児童計			
		24,860			
確 保 の 内 容	教育・保育施設	38,353		40,255	28,824
	地域型保育事業				4,211
	計	38,353		40,255	33,035

地域子ども・子育て支援事業

事業名		提供区域	単位		量の見込み 確保の内容	令和2年度	令和6年度
1	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区	人		量の見込み 確保の内容	16,696 20,340	18,565 21,491
2	放課後の居場所を提供する事業 （児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）	行政区	人日	低学年	量の見込み 確保の内容	32,803 32,803	32,121 32,121
				高学年	量の見込み 確保の内容	15,243 15,243	14,827 14,827
3	子どものショートステイ事業 （子育て短期支援事業）	市全域	人日		量の見込み 確保の内容	1,230 1,230	1,227 1,227
4	地域子育て支援拠点事業	行政区	人回 か所		量の見込み 確保の内容	469,506 141	437,751 138
5	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象）	行政区	人日	1号	量の見込み 確保の内容	655,297 655,297	608,459 608,459
				2号	量の見込み 確保の内容	477,636 477,636	443,365 443,365
6	一時預かり事業 （幼稚園在園児以外対象）	行政区	人日		量の見込み 確保の内容	89,660 89,660	89,898 89,898
7	病児・病後児保育事業	市全域	人日		量の見込み 確保の内容	43,157 43,157	43,360 43,360
8	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	行政区	人日	就学前	量の見込み 確保の内容	17,581 17,581	17,513 17,513
				学童期	量の見込み 確保の内容	3,438 3,438	3,404 3,404
9	利用者支援事業	行政区	か所		量の見込み 確保の内容	24 24	24 24
10	妊婦健康診査事業	行政区	人数 健診回数		量の見込み	23,986 277,694	24,212 280,076
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区	人数		量の見込み	19,854	20,049
12	養育支援訪問事業 （子ども家庭支援員） （エンゼルサポーター） （専門的家庭訪問事業）	市全域	人		量の見込み	— 353 221 521	— 514 322 526